

令和2年6月定例教育委員会次第

日時：令和2年6月30日（火）
午後1時30分～午後3時
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第9号議案 犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)

第10号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)

第11号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課)

第12号議案 犬山市ＩＣＴ活用教育研究委員会委員の委嘱について (学校教育課)

第13号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について (学校教育課)

第14号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について (学校教育課)

第15号議案 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正について (子ども未来課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1

(2) 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について (子ども未来課) No.2

(3) 6月議会について (教育部) No.3

(4) 犬山学び場「みらい」について (学校教育課) No.4

(5) 7月・8月行事予定表について (学校教育課) No.5

(6) 青少年悩み相談窓口紹介カードの配布について (文化スポーツ課) No.6

(7) 青少年問題協議会報告書について (文化スポーツ課) No.7

(8) 犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について (文化スポーツ課) No.8

(9) 令和元年度犬山市スポーツ賞受賞者について (文化スポーツ課) No.9

(10) 議会の議決を経るべき事件 (子ども未来課) No.10

(11) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.11

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱期間が満了することに伴い、犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会専門部会 委員名簿

令和2年7月1日～令和4年6月30日

区分	氏名 【敬称略】	肩書き	備考
1 学識経験者	越澤 明	北海道大学 名誉教授 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	継続
2 学識経験者	角 哲	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 准教授	継続
3 学識経験者	水内 智英	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科デザイン領域 准教授 国際交流センター長	新規

1) 設置について

○犬山市付属機関条例（平成28年12月28日条例第36号）に基づく犬山市歴史まちづくり協議会の会長の招集により専門部会を設置する。

・教育委員会の諮問に応じ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的な見地から調査及び検討する。

・委員は協議会委員と合わせて20人以内とする。

・委嘱期間は委嘱の日から2年間とする。

○犬山市歴史まちづくり協議会規則（平成29年3月27日教育委員会規則第18号）に基づき専門部会を開催する。

・専門部会の委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき教育委員会が委嘱する。

・専門部会に部会長を置く。

・専門部会は必要に応じて会長が招集する。

2) 専門部会の開催について

・年2回（7月頃と11月頃）専門部会を開催する。

3) 専門部会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和2年度 犬山市通学路安全対策連絡協議会 委員名簿(順不同、敬称略)

任期：委嘱の日～令和2年3月31日

No.	① 役職	② 職名	③ 氏名	⑤ 新規 継続(期数)
1	会長	犬山市小中学校PTA連合会会长	森土 賢二	新規
2	副会長	犬山市小中学校長会副会長	梅村 淳	新規
3	委員	犬山市小中学校長会(中学校代表)	河原佳子	継続(2期)
4	委員	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者 犬山市小中学校長会(小学校代表)	永屋 雅樹	新規
5	委員	犬山警察署生活安全課長	松井 淳司	新規
6	委員	犬山警察署交通課長	中野雅仁	継続(2期)
7	委員	犬山交通安全協会会长	曾我公彦	継続(2期)
8	委員	犬山扶桑防犯協会会长	奥田朋近	継続(2期)
9	委員	犬山市市民部地域安全課長	百武俊一	継続(4期)
10	委員	犬山市都市整備部整備課長	高橋秀成	継続(3期)
11	委員	犬山市都市整備部土木管理課長	吉田昌義	継続(3期)
12	委員	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	下方圭介	継続(2期)
13	委員	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	吉澤良一	継続(2期)
	アドバイザー	中部大学工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦	継続(7期)

1 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。

○児童及び生徒の交通安全対策、防犯対策、その他必要な事項を審議する。

○委嘱期間は、委嘱の日から1年(委嘱の日の属する年度の末日など)とする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、犬山市小学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。

○協議会には、会長、副会長を置く。

○協議会は必要に応じて会長が招集する。

2 委員会の開催について

○年1～2回(10月ごろ、2月ごろを予定)

○通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3 審議会の女性比率(3割以上に努める)

○7%

犬山市通学路安全対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「通学路」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する道路のうち、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置した小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）が設定したものをいう。

- (1) 登下校時に、多くの児童及び生徒の使用する道路
- (2) 集団登校を行う場合の児童の集合場所からその通学する小学校までの道路

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童及び生徒の交通安全対策に関する事項。
- (2) 児童及び生徒の防犯対策に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 犬山市小中学校PTA連合会会長
- (2) 犬山市小中学校長会代表
- (3) 犬山市小中学校長会副会長
- (4) 犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者
- (5) 交通安全協会犬山支部支部長
- (6) 犬山扶桑防犯協会会长
- (7) 愛知県一宮建設事務所職員

(8) 犬山警察署職員

(9) 市職員

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、犬山市小中学校 P T A 連合会会長をもって充てる。

3 副会長は、犬山市小中学校長会代表をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(アドバイザー)

第8条 協議会は、その運営を円滑に進めるため必要と認めるときは、アドバイザーを設置することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和2年度 犬山市教育支援委員会 委員名簿(順不同、敬称略)

任期：令和2年7月2日～令和3年3月31日

No.	① 選出区分	② 氏名	③ 所属	④ 新規 継続(期数)	⑤ 備考
1	医師及び 学識経験者	榎原 吉峰	榎原こどもクリニック	継続 (4期)	
2	特別支援学校の職員	山口 聰	一宮東特別支援学校 中学部主事	継続 (4期)	
3	特別支援学校の職員	大西 宏幸	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)	
4	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (4期)	
5	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	五藤 能敬	一宮児童相談センター 心理士	新規	
6	小学校長 及び中学校長	岸 宏行	犬山市小中学校長会長 (犬山北小)	新規	
7	小学校長 及び中学校長	水野 幹伸	犬山市特別支援教育研 究協議会長(南部中)	新規	
8	養護教諭	勝又 美樹	主任養護 教諭(城東中)	継続 (4期)	
9	特別支援学級担当教 諭	大島 奈保美	城東小学校教諭	新規	
10	特別支援学級担当教 諭	松下 恵	城東中学校教諭	継続 (3期)	
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 (指導保育士)	新規	
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園 園長	新規	
13	市職員	尾閑 正照	家庭児童相談員	継続 (4期)	
14					
15					
※	ガイドラインでは委員の数は原則15人以内となっています				

1 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人(以内)とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。

○犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。

- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の開催について

- 年2回(7月ごろ、11月ごろを予定)
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

3 その他

- 就学時健康診断との連携について

4 審議会の女性比率(3割以上に努める)

- 38.5%

犬山市教育支援委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市教育支援委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害児」とは、本市に在住する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児のうち、15歳未満である者をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害児の就学に関すること。
- (2) 障害児教育振興のための啓蒙に関すること。
- (3) その他障害児の教育に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師及び学識経験者
- (2) 特別支援学校の職員
- (3) 児童福祉施設及び児童相談所の職員
- (4) 小学校長及び中学校長
- (5) 養護教諭
- (6) 特別支援学級担当教諭
- (7) 市職員

2 委員会は、専門的な事項を調査研究するため、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置した小学校及び中学校に専門委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市教育支援委員会設置要綱（平成26年4月1日施行）に基づく犬山市教育支援委員会の委員長又は副委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

犬山市教育委員会第12号議案

犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度の犬山市ICT活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市 I C T 活用教育研究委員会

(案)

委員名簿

No.	役 職	職 名	氏 名	委嘱
1	委 員	校長会 会長	岸 宏 行	新規
2	委 員	校長会 副会長	河 原 佳 子	新規
3	委 員	ICT活用研究委員会 委員長	三 輪 芳 久	新規
4	委 員	ICT活用研究委員会 庶務	小 室 武	新規
5	委 員	犬山市立小学校 教員代表	鈴 木 寛 央	新規
6	委 員	犬山市立中学校 教員代表	神 谷 慎 己	新規
7	委 員	犬山市経営部情報政策課長	長 瀬 隆 生	新規
8	委 員	犬山市経営部経営改善課長	松 田 昇 平	新規
—	アドバイザー	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	玉 置 崇	新規
事務局		犬山市教育委員会教育部長	中 村 浩 三	
		犬山市教育委員会教育部学校教育課長	長 瀬 尚 美	
		犬山市教育委員会教育部学校教育課主幹兼指導室長	神 谷 勝 治	
		犬山市教育委員会教育部学校教育課課長補佐	野 村 好 哉	

・設置目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・人数：15人以内
- ・任期：委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
- ・委員構成（犬山市 I C T 活用教育研究委員会規則第4条）
 - 学識経験者、学校関係者、市職員
- ・女性比率：12.5%（8人中1人）

犬山市ＩＣＴ活用教育研究委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市ＩＣＴ活用教育研究委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「ＩＣＴ」とは、学校教育現場におけるデジタル教材、大型デジタルテレビ、プロジェクター、タブレット等の電子機器及び通信機器を活用した技術をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童及び生徒のＩＣＴを活用した教育に関すること。
- (2) 教職員等の教科ごとにおけるＩＣＴを活用した指導力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 市職員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(アドバイザー)

第8条 委員会は、その運営を円滑に進めるため必要と認めるときは、アドバイザーを設置することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和2年度 犬山市学校食育推進委員会委員名簿

		氏 名	新規/継続	備考 (所属)
1	医師会代表	宮崎 貢一	継続	
2	薬剤師会代表	坂野 正勝	継続	
3	保護者代表	大澤 秀教	新規	犬山市小中学校PTA連合会 城東中 会長
4	保護者代表	越田 三百希	新規	犬山市小中学校PTA連合会 犬山西小 副会長
5	学識経験者	倉橋 伸子	継続	名古屋経済大学管理栄養学科 准教授
6	小中学校長代表	岸 宏行	新規	犬山市小中学校長会会長 犬山北小
7	給食民間委託校校長代表	梅村 淳	新規	今井小
8	給食民間委託校校長代表	河原 佳子	新規	東部中
9	教務主任代表	浅井 敬史	新規	羽黒小
10	養護教諭代表	真野 かおる	継続	犬山北小
11	学校給食担当教諭代表	佐々木 幸香	新規	城東中
12	学校栄養職員代表	鈴木 久美子	新規	東小(池野小)

*任期(委嘱日～令和3年3月31日)

事務局	犬山市教育委員会教育長	滝 誠
	犬山市教育委員会学校教育課長	長瀬 尚美
	犬山市教育委員会学校教育課主任主査	中島 智美
	犬山市教育委員会学校教育課主査補	鈴木 江里奈

犬山市学校食育推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市学校食育推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置した小学校及び中学校（以下「学校」という。）における食育の充実を目指し、学校、家庭及び地域が一体となり、安心で安全な学校給食を活用した実践的な取組みを図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校における食物アレルギー対応に関すること。
- (2) 学校給食の調理業務の委託業者選考に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会代表
- (3) 薬剤師会代表
- (4) 学校長代表
- (5) 保護者代表
- (6) 教務主任代表
- (7) 栄養教諭・学校栄養職員代表
- (8) 養護教諭代表
- (9) 関係機関の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、調査資料の収集等のため必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市学校食育推進委員会設置要綱（平成26年4月1日施行）に基づく犬山市学校食育推進委員会の委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

犬山市教育委員会第14号議案

愛知県教科用図書採択地区の適正化に係る意向確認について

犬山市教育委員会の意向を別紙のように提出するものとする。

令和2年 6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、平成26年4月16日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があつたからである。

(別 紙)

教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

(尾張西部 採択地区)

犬山市 教育委員会

ア 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

- (注) ア、イいずれかに○を付すこと。
イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。
なお、アを選択した場合でも、その理由等を記述しても差し支えない。

(理由等)

なし

[連絡先]

市町村 犬山市
所 属 教育委員会 学校教育課
担当者 主幹兼指導室長 神谷勝治
TEL (0568) 44-0350
内 線 1322



事務連絡
令和2年5月8日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和3年度使用教科書の教科書編修趣意書の
インターネット掲載について

教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を文部科学省ホームページに掲載しております。

このことについて、貴教育委員会内、域内の市(特別区を含む。)町村教育委員会その他採択関係者への周知をお願いします。

記

○掲載サイト URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

○掲載期間 : 通年



(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教科書課調査係
TEL 03-5253-4111(内線 2413)

犬山市教育委員会第15号議案

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の改正について

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月30日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、災害時等における犬山市放課後児童健全育成事業の利用手数料及び届出について、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部を改正する規則

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「小学校の夏季休暇のうち8月1日から8月31日までの期間」を「教育委員会が必要と認める1月を単位とする期間において」に、「ある場合に」を「あるときは、」に改め、同条第5項中「前項の保護者」を「保護者」に改める。

第10条第2項中「係る」を「係る前項の」に、「、児童クラブに入会している間」を「児童クラブに入会している期間」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、災害その他市長が認める特別な事情により児童クラブを利用しなかった日がある月に係る第1項の利用手数料について準用する。この場合において、同項中「児童クラブに入会している間の日数（第7条に規定する休業日を除く。）」とあるのは、「児童クラブを利用する日数」と読み替えるものとする。

様式第4中「年8月1日～8月31日」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条第2項及び第3項の規定は、令和2年3月2日から適用する。

○犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部を改正するための新旧対照表

新(改正後)	旧(改正前)
(入会、休会及び退会の手続き)	(入会、休会及び退会の手続き)
第8条 略	第8条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 児童クラブを利用する児童の保護者は、教育委員会が必要と認める1月を単位とする期間において、他に児童の養育ができる者があるときは、児童クラブを休会することができます。この場合において、当該保護者は、児童クラブ休会届(様式第4)を教育委員会に提出しなければならない。	4 児童クラブを利用する児童の保護者は、小学校の夏季休暇のうち8月1日から8月31日までの期間、他に児童の養育ができる者がある場合に児童クラブを休会することができます。この場合において、当該保護者は、児童クラブ休会届(様式第4)を教育委員会に提出しなければならない。
5 保護者は、児童クラブを利用する必要がなくなったときは、児童クラブ退会届(様式第5)を教育委員会に提出しなければならない。	5 前項の保護者は、児童クラブを利用する必要がなくなったときは、児童クラブ退会届(様式第5)を教育委員会に提出しなければならない。
(利用手数料)	(利用手数料)
第10条 略	第10条 略
2 児童クラブに入会した日及び退会する日の属する月に係る利用手数料は、犬山市手数料条例で定める利用手数料を25で除した額に、当該月において児童クラブに入会している間の日数(第7条に規定する休業日を除く。)を乗じて得た額とする。この場合は、これを切り捨てるものとする。	2 児童クラブに入会した日及び退会する月に係る利用手数料は、犬山市手数料条例で定める利用手数料を25で除した額に、当該月において児童クラブに入会している間の日数(第7条に規定する休業日を除く。)を乗じて得た額とする。この場合は、これを切り捨てるものとする。
3 前項の規定は、災害その他市長が認める特別な事情により児童クラブを利用しなかつた日がある月に係る第1項の利用手数料について準用する。この場合において、同項中「児童クラブに入会している間の日数(第7条に規定する休業日を除く。)」とあるのは、「児童クラブを利用する日数」と読み替えるものとする。	3
4 略	4 略